

第29回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月21日（金）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階301・302会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地復元等完了報告について
 - (3) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について
 - (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第5号 非農地証明願について
- 5 出席委員（14名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	3番 秋本 則夫	4番 阿見 芳
5番 助川 悦夫	7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治
9番 郡司 裕一	10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵
12番 岩城 善広	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 2番 越沼 良 6番 津久井 勝之 13番 鈴木 賢一
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 5名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時40分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（3番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は14名であり、定足数を満たしております。ただいまから第29回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、7番 植竹委員、8番 笹沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明 2～3ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地復元等完了報告について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会追加資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員(唐橋 洋子) 11月19日、現地調査班第4班で現地を確認してまいりました。少し大きい石が目立った状況ではありましたが、黒土が入っているということで農地に復元したと見て問題はないと思います。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 5～26ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 5番助川です。先ほど60万から80万という説明がありましたが、その中で761,325円であると。譲渡人本人ではなく息子に確かめたところ、銀杏の伐採があり銀杏の保証料だということをしていました。それと60万から80万という話ですが、私もその近隣になります。

■■■■■という不動産屋のブローカーが■■■■■の物件を扱っていて、私に話をした時は、水田が60万円、畑や山林については50万円で買いますという話がありました。私の土地は周りが別人の用地でしたので、三方が売れば売らざるを得ないだろうという話をしましたが、その時も80万という話はありませんでした。また以前にあったかと思いますが、紫塚ニュータウンの代替えで買ったところの代替えも60万という話でしたので、そのようなところでは80万というのは見たことありませんので、多分このものもほとんどが60万だと思います。

議長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。質問というよりは追加報告みたいな形で捉えてよろしいですか。その他、質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。あまりに金額が高いのでどうなのかということとで前回の総会の中でお話しはしましたが、逆に■■■■■がこれらの農地を求めて何をどのように具体的に進めていくのかというのを疑問に思っています。外国産のトウモロコシがかなり上がっているので、当初は国産のトウモロコシを作って家畜の餌にしていく考えであるという話を聞いて、これは素晴らしいと思っていましたけれども、実際にこうした高い値段での取り引きをして、ここは茨城の業者だと思いましたが、そういう業者が栃木県に入ってきているのもどうなのかと。耕作放棄地とかそういったところを買っていただいて、そこを農地として守っていくというのは確かに良いことだと思いますが、将来的にどうなのかという疑問が残っております。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の方でこういった内容等について、何か報告なり、補完することはありますか。

事務局 特に事務局の方で把握している情報というのはないのですが、農地を売却される方もいらっしゃるのと、そういったものをなるべく農地として使っているのは間違いないのですが、地元の農家の方に買ってもらえるような体制というか、地元のそういった話し合いがどんどん進んでいけばいいというようには考えております。そうすれば、結果的に県外からわざわざ業者が来るというのもおのずと減ってくるものかと思えます。そういった地元での合意形成、話し合いがこれからどんどん進んでいけばいいかと思えます。事務局からは以上です。

議長 (荒井 一夫) 今の単価からするとどうしても高いので、高い単価を提示されるとどうしてもそちらにいつてしまうというのが今の現状かと思えます。ただ、今の話しのように、地域の方に持ってもらえるような方法、方向というものを考えていかなければならないと思えます。その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<委員12名起立>

議 長 (荒井 一夫) 賛成多数と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 27~31、36 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員(唐橋 洋子) 議案第2号、農地法第3条許可申請について報告いたします。申請番号40番、41番、58番について、11月19日、現地調査班第4班で現地を見て参りました。事務局からの説明のとおり、いつまでもうやむやには出来ないということで、現地調査班ではそのような判断から、年に1回の報告も見ながら引き続き注視していつかはどうかということになりましたので、そちらで問題ないと思います。その他の5件につきましても、事務局の説明のとおりで問題はないと思われま

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<委員12名起立>

議 長 (荒井 一夫) 賛成多数と認めます。

議案第2号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 32 ページ、6~7 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員(唐橋 洋子) 議案第3号、農地法第4条許可申請について報告いたします。11月19日、現地調査班第4班で現地を確認して参りました。野崎地内の申請番号7です。転用目的は長屋住宅の建築ということで、現地の状況は砂利敷きになっていたものを剥いで黒土が入れられてお

り、農地としておおむね管理されておりました。周辺には農地も残っていないので、土砂の流出防止は塀でも囲ってあり周辺への影響はないと思われます。転用計画に問題はないと確認いたしました。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。今回、私も一緒に現地調査班で見て回ってきましたが、これからをどう考えていくかということをお皆さんと考えていきたいと思ってお話します。

実は、現状を見まして、今報告がありましたように、砂利もありましたが復元はしたということで、見たところこれから作物を作付けできるかなという状況にありました。報告2号の関係では、こちらの現状を見ましたらかなり砂利があり、復元したということでしたが復元の状況とするにはかなり厳しいように思いました。それというのは、そこで作物ができるかということ、かなり難しいのではないかと私は考えました。したがって、これから農地復元、違法転用をどのように判断し、そしてどのように修正して、例えばきちんと農地に復元するとか、ある程度基準的なものがあるといいのではないかと、というのが私が感じたところです。

例えば、駐車場を違法にコンクリートで固めて作ってしまったという例もありますが、そうしたところをコンクリート剥がして農地として復元させるのか、徹底的にやるのであれば必ず復元するということでもいいかとは思いますが、私もちょっと疑問に感じたものですから、その点で皆さんとお話できればと思っています。

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の全体的な方向性は問題ない、ただ中身的にはそれぞれの案件ごとに状況が違うので、そうしたものに対する考え方は今後もきちんと委員会の中で協議していくものであろう、ということよろしいですか。その他、質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 33 ページ、別冊資料説明 8～12 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員（唐橋 洋子） 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。農地転用、湯津上地内の申請番号31です。利用目的は資材置き場です。農地として適正に管理されておりました。農地に鉄板敷きするというので、周辺の農地への影響は少ないと思われまので転用計画に問題はないと確認いたしました。

次に、親園実取地内の申請番号32です。転用目的は、工事車両等の駐車場です。現地の状況は、野菜が栽培されており、農地として適正に管理されておりました。土砂の流出防止は土留めということで問題はないと思います。周辺農地への影響はないと思われま。転用計画に問題はないと確認いたしました。

次に、湯津上狭原地内、申請可能33年です。転用目的は一般住宅の建築です。農地として適正に管理されておりました。土砂流出防止は植栽するというという計画になっており、周辺農地への影響がないと思われま。転用計画に問題はないと確認いたしました。以上です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号31番、32番については、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、申請番号の33番は原案の通り許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めま。議案第4号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程しま。

申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明34～35ページ、別冊資料13～20ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。唐橋委員。

現地調査担当委員（唐橋 洋子） 議案第5号、非農地証明願についてご報告いたします。須賀川地内の申請番号22です。現地は80年前から植林したということで、非農地となって20年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思いま。証明することに問題はないと思われま。

金田乙連沢地内の申請番号23です。現地は昭和55年に家を建築し宅地として利用されており、非農地になって20年以上経過しております。

農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないと思われま

す。湯津上地内の申請番号24です。現地は平成6年に牛舎として利用されており、非農地となって20年以上経過しております。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われま

す。湯津上狭原地内の申請番号25です。平成10年に農家住宅の敷地として利用されて現在に至っており、非農地として20年以上経過しており、農地に戻すことは難しいとは思いますが、証明することに問題はないと思われま

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願いま

す。

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です。先ほど佐藤委員の方からお話あった件について、皆さんがどう思われているのか、ぜひ伺ってみたいと思います

議 長 (荒井 一夫) ただいま岩城委員の方から、先ほどの案件の状況について、委員の皆様はどのように考えるのか、ご意見をいただきたいということなので、それぞれ発言をお願いいたします。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 5番助川です。農地に復元した後に1作か2作、野菜でも何でも作っていただければ問題ないと思います。前にも少し話しをしましたが、何もしないでまた案件として上がってきてじゃおかしいでしょうから、農地に戻したということは農地なのですから、少なくとも1作ぐらい作っていただければ。農地を買い入れた場合も確か3年間は作付けしなければいけないですから、こういう場合も1作ぐらい何か作っていただければそれでいいのではないかと。それなら問題は出ないだろうと思います。

議 長 (荒井 一夫) 助川委員からあった話しですが、農地の売買に関しては、あくまでもこれは規定で決まっている訳ではないですが、全国的な考え方として農地として買ったなら3作ぐらいは作ったうえで、その後で転用した

り売買したりというのが一般的な慣例になっています。今回、私も事前に見てきましたが、農地として利用するにはやはり難しいような状況で、大きい石があつたりしていたので、やはりもう少し多めに土を入れるとか、あるいは何か1作は作付けしてもらわないと確認できたという判断にはならないのではないか、という話を現場でしています。ただあくまでもそれはそのように指導をするというのが基準であって、そうしなければ絶対駄目というものでもない。ですから、その辺の考え方をある程度全員の見解として共有していくというのは必要であるというように思います。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 例えば、駐車場にということでコンクリートで固めてしまった場合はどうでしょう。

議長 (荒井 一夫) それを元の状況に戻せと求めるのか、あるいは別な考え方でもって対応するのか。即許可とはならないということを踏まえて、現場、現地、状況それぞれで違いがあるので、基本的なところは掴んでおいた上で、この案件については簡単には認められないというのであれば、ペナルティ的なものとか、ペナルティが何ということではないのですが、ペナルティ的に即許可にならないということもあり得ると思います。そのような考え方を持たないと、何でもやり得という流れになってしまう。農地に砂利を入れたときには、撤去しろと言えぱできます。撤去させたという場合と、その上から黒土なり赤土なりをしっかりと入れて1作作りなさいと指導したという事例も何件もあります。ですから、そのときの状況、ケースバイケースです。今出たように、コンクリでがっちり固めてしまった、これはやり得という風にはなりますが、それならどういう対応していくのか、その場所あるいはその後の流れの中で検討してもらおうというように考えざるを得ないとは思いますが。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 前回お伝えしたと思いますが、ソーラーパネルが既に設置されていて、毎年見に行きますが別に見るだけで、またソーラーパネル今年もありましたね、というようなことがあります。

議長 (荒井 一夫) 事務局も指導はしていますが、やはりなかなか改善されない。そうなった時に、例えばそれが改善されないまま別の案件が出てきた時には、それがいくら問題がなくても事前のものがきちんとしていなければ許可は出せないというのは一つあるかと思えます。ただ、今までソーラーパネルについては無届で実施されてしまっているという案件が何件かあります。毎年指導はしていますがなかなか改善されない。それをどうしようかといっても、最終的に撤去しろということは言えますが、しなかった場合に何かペナルティ的な公的な対応ができるかということ、それも委員会

としてはない。指導する以外にないということなので、それを逆手に取って、全部そういう形でやられてしまうとこれはどうにもならないというもあります。ですから、そうならないように事前に地域の中でもよく力を入れてもらうのと同時に、もしそういう案件が発生した場合には、きちんとやっていただかないと、今後のあなたのいろいろな申請については許可は出ませんよ、ということで強く指導していかないと、やり得というのが今現在随分出ていますので、その辺は皆さんの頭の中に入れておいてほしいと思います。過去にはそういうことで、撤去させたり、あるいは土を入れさせたり、そして一作物らせたり、ということで指導しながらやってきたというのはあります。これは私も何件も見えています。

<助川 悦夫委員挙手>

助川 悦夫委員 5番助川です。埋め立てについては、当市は平成25年4月1日に埋め立て条例を制定していますから、それに沿って指導するようになりましたよね。

議長 (荒井 一夫) 事前に資料が届いている訳ですから、特にその担当班になった時には事前に資料を見ていただいて、問題になりそうなものについては、まず事前に事務局と話し合ってください。何もせずに問題だなと思っただけ現場に行ったのでは話になりませんから、そういうことでは事務局の方でも資料に出すということはある程度いろいろなことを踏まえて出していますから、全く駄目だという案件についてはもう窓口で指導している訳ですから。そういうことで、まず現場で問題にする以前に、資料を見て気になったところは事務局の方に事前に問い合わせをして相談することをお願いしたいと思います。それと同時に、土砂条例での何センチまではどうか、そういった細かい部分については事務局が全部把握していますから、やはり事前に相談していただいて、そして現場ではあまり深刻にならないようにしていただければと思います。

<屋代 幸子委員挙手>

屋代 幸子委員 15番屋代です。現地調査をしてきたところは10センチぐらい黒土が盛ってありました。そこは始末書も出ていたのでOKということで、私達も良いだろうという意見になったんですけども、やはり農業委員会としては、これから先、じゃあ始末書出して砂利を取って黒土やればいっていうようになってしまってもまずいのではないかとということで、佐藤委員ともお話ししました。やっぱり基準とかを私達がわかっていないといけないなと思ったという感想があります。

議長 (荒井 一夫) もし迷った案件であれば、やはりその中で作物ができるかどうか、1作は作りなさいという指導をまずした上で、その状況を見ながら1年後であってもそこで判断するというような解釈をしていかないと、

ただ、やむを得ないからいいでしょうということにしてしまうとやり得になってしまいます。だからそういうものはいろいろな考え方をこういう場所を出してもらって、その対応策の一つに考えていくということです。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 ちょっと逆になりますが、野菜1作ぐらい作ったらどうかという話もありましたが、岩城委員とも少し話したのですが、例えば麦1作とか野菜1作とかを作って誰にメリットがあるのかという話です。それは、農地を守るという観点から農地法に基づいて違法な転用は駄目だということを理解するとは思いますが、実際にそういう状況になっていて苦言して野菜を作って、何か誰かにメリットがあるのかということですが、その辺はどうでしょう。

議長 (荒井 一夫) 誰がどう判断するかというのは難しいのですが、一応何にも手をつけずに転用がかかってくれば、それで周りの状況とか認可できる条件に照らし合わせれば、普通は即許可が出るところが、それをせずに、事前にいろいろやってしまうので、その一つのペナルティ的な感覚で1作は作りなさい、農地として見られるかどうかで判断しますよというようなニュアンスですね。ですからそこで何が作れるかどうかということよりも、待ったをかける、今すぐやりたいということでも駄目だと言ってるのにやってしまうから待ったをかける、といったニュアンスも含まれているんです。そういう意味では1作作りなさいという指導をするということは基本的に考えておいていいのかもしれませんが。それと同時に、事務局に来る案件、我々が審議する案件ですが、それを通したいと思うから事務局に来るわけですから、来たときに事務局では厳しい内容だと思っても、100%ダメとも言い切れないですから、そういう意味である程度問題ありと思っても案件に載せてくるということもあり得ます。そういったこともお互いに理解しながら、事前におかしいと思えるようなところがあれば事務局とよく事前に話し合っただけで欲しいと思います。事務局でも勢いよく来られたら、その対応もしっかりとやってはいますが、そういうことも踏まえて事前によく内容を理解して総会に臨んでほしい、あるいは現場の調査に臨んで欲しいというように考えます。

議長 (荒井 一夫) その他意見はございませんか。意見がないようなので、以上で第29回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時56分 閉会